

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第4の6/ 全体	<p>●金型の管理（特に廃棄）につきましては、取適法対象の取引であるかどうかにかかわらず、大元の発注主に対し何らかの義務をかける等をしていただかないと、中間に挟まる事業者としては自らの裁量ではどうすることもできず、賃金アップに対しマイナスに作用します。</p> <p>●「価格転嫁」は大いに結構なのですが、現行の施策ではサプライチェーンの途中にしわ寄せが集中し、持続困難と思われれます。政治的に、大元である「エンドユーザー価格における価格転嫁」を打ち出していただくべきかと思います。</p>	本ご意見は、サプライチェーン全体の価格転嫁や、型管理を含む取引適正化の推進に関する意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	全体	<p>大企業と中小企業の取引において、表面上の数字や形式的な契約ではなく、実態を伴う「誠実な価格転嫁」を強く求めます。</p> <p>現在、多くの中小企業の現場を支えているのは、未婚で親の介護を一人で担いながら必死に働く就職氷河期世代です。親の生活を守るために時給単位で食いしぼる労働者に対し、大企業側の「一方的なコスト押し付け」は生活の破壊を意味します。</p> <p>振興基準の改正にあたっては、大企業が掲げる「ESG」や「環境対策」といった演出の影で、下請け労働者の1円の重みが犠牲にならないよう、実効性のある監視と是正を徹底してください。</p>	サプライチェーン全体の共存共栄や望ましい取引慣行の遵守等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」においては、振興基準の遵守を自主的に宣言することとなっております。さらに今回の振興基準の改正において、大企業の調達現場への価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備に努める旨を明示することとしており、実効性のある価格転嫁の取組を後押ししてまいります。
3	第2の11	<p>&lt;意見1&gt;</p> <p>適正取引の拡大・浸透については、価格転嫁だけでなく、「適正取引が推進される環境整備」がより望ましいと考えられる。そのため、下記の通り修正を御検討いただきたい</p> <p>・法令遵守を基本として、適正取引を推進することが、正当に評価される体制の整備に努めるものとする。</p> <p>上記の他に</p> <p>・適正取引を積極的に推進した担当者が、不当な扱いを被らず正当な評価を受けられる様な人事評価制度など、社内ルールの整備に努めるものとする。</p> <p>・他方「政府機関が民間企業の人事評価に対して指針を示すことは過剰な介入と受け取られかねない」との懸念から当該文言を削除したいとの意見もあり。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第2の11「また、適切な価格転嫁を受け入れた調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。」を「また、適切な価格転嫁・取引適正化に取り組んだ調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。」と修正いたします。</p> <p>なお、本改正部分は、「～努めるものとする」と規定することとしており、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組であるという趣旨で規定していることから、過剰な介入という御指摘は当たらないと考えております。</p>
		<p>&lt;質問1&gt;</p> <p>調達部門等とは調達部門以外の部門でも取引をする場合は該当するとの理解で良いか？</p>	調達部門以外の部門も含め、振興法の適用対象となる取引に関係する部門も含まれます。
		<p>&lt;質問2&gt;</p> <p>正当に評価される人事評価制度が曖昧でレベル感も分かりにくいのももう少し具体的な事例を示せないか？</p>	<p>人事評価制度の具体的な在り方については各事業者において整備されるものと認識しております。</p> <p>その上で申し上げます、例えば、中小受託事業者と実際に価格交渉を行った調達部門の担当者が、交渉の結果、価格転嫁を受け入れ、調達価格を引き上げた場合において、直属の上司から人事評価の査定を受ける際に、価格転嫁を受け入れたことを理由として不当に査定を下げられることのないよう環境整備を行うことが挙げられます。</p>
<p>&lt;意見2&gt;</p> <p>・型等の保管費用の支払い条件等を明示する運用は、覚書の締結のみに選択肢と限定されるべきでは無いと考える。例えば、発注先選定段階の発注条件を明示する書面や、取引を開始する前に会社間で締結する基本取引契約等、受注者と発注者の双方で効率的、且つ包括的な明示の方法を取ることで、負担を軽減すべきと考える。委託事業者が負担すべき保管費用を明確にする意図で、赤字の追加をご検討頂きたい。</p> <p>(1)委託事業者は、委託事業者の指示によって中小受託事業者に型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）等を保管させる場合、あらかじめ型等の保管費用が発生した場合の支払に係る覚書等の明示的な合意締結に努めるものとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4の6（1）「委託事業者は、中小受託事業者に型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）等を保管させる場合、あらかじめ型等の保管費用の支払に係る覚書の締結に努めるものとする。」を、「委託事業者は、中小受託事業者に型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）等を保管させる場合、あらかじめ覚書を締結する等、型等の保管費用の支払に係る明示的な合意に努めるものとする。」と修正いたします。</p>		
<p>&lt;意見3&gt;</p> <p>保管料として別払いする他、製品単価に巻き込んで支払うケースや、一定期間分をまとめて支払うケース等が想定されるため、赤字の追加をご検討頂きたい。</p> <p>(3)委託事業者は、型等の保管費用について、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて、両方で合意した方法で支払う必要がある点に留意するものとする。</p>	当該記載は、公正取引委員会「よくある質問コーナー（取適法）」Q119に則っていることから、原案のとおりとさせていただきます。		

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
第4の6		<p>&lt;質問3&gt; 支払いに係る覚書の項目例を示せないか？</p>	<p>覚書に記載するのが望ましい項目としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型等の保管方法</li> <li>・型等の保管期間</li> <li>・型等の保管費用の算定方法</li> <li>・型等の保管費用の支払方法/支払期日</li> <li>・型等の保管期間満了後の取扱い</li> </ul> <p>などが挙げられます。</p>
		<p>&lt;質問4&gt; 覚書は取引品番毎の締結ではなく、取引全般を網羅する基本覚書という形式でも問題ないか？</p>	<p>原則として、取引品番毎に覚書を締結することが望ましいものの、締結事項のうち、各品番で内容が共通する事項がある場合には、複数品番を包含する覚書として締結することも許容されます。</p>
		<p>&lt;質問5&gt; 量産期間中だが少量の品番についても1年以上発注が無い場合は、該当するとの理解で良いか？</p> <p>(補足：量産期間中は基本的に毎月発注が行われ、型保管費はその発注時に部品費の中へ充当して支払っている。また、旧型補給期間の場合は、継続発注ではなくなるため、保管費を別払いすることとしている。</p> <p>その上で、売れ筋でない車種の部品は量産期間中であっても発注がない月があり、その月は型保管費を含む部品費は支払われないことになる。このように、発注がある月と無い月がまだらに起きることが想定されるが、その発注有無に応じて都度保管費を支払う運用は現実的に難しい。その場合は、旧型補給期間の場合と同様、保管費をまとめて別払いするというのでよいか、との趣旨)</p>	<p>公正取引委員会「よくある質問コーナー（取適法）」Q119に記載のとおり、取適法上、型等の稼働状況を常に把握することが委託事業者及び中小受託事業者にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容されること、振興基準においても同様に考えられます。</p>
		<p>&lt;質問6&gt; 支払い対象期間は、1年未満発注がなかった期間も対象とするか？</p>	<p>公正取引委員会「よくある質問コーナー（取適法）」Q119に記載のとおり、取適法上、中小受託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間（型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう。）中に発生した保管費用を支払わなければならないところ、振興基準においても同様に考えられます。</p>
第2の11		<p>&lt;意見1&gt; 適切な価格転嫁を行うように努めた調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。 (理由) 受け入れた事だけが評価されるのではなく、適切な要請かを判断し、場合によっては断った事も評価しないと、何でも受入れる事を是とする間違っ誤解を招く恐れあり</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、No.3の御意見に対する考え方のおり、当該部分は「また、適切な価格転嫁・取引適正化に取り組んだ調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。」と修正いたします。</p>

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	第4の2 (5)	<p>&lt; 質問 &gt;  「特定の対価設定方法」とは何か?具体的に内容を示して頂きたい。</p>	<p>「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(公正取引委員会・中小企業庁・特許庁 2026年6月) 第2の2(1)アで以下の通り示しております。</p> <p>知的財産権等が関わる取引においては、特定の対価の設定方法(支払方法)や従前の取引慣行を唯一の前提とするのではなく、取引の実態や知的財産権等の性質に応じて、複数の合理的な考え方があり得ることを踏まえて検討することが重要である。</p> <p>(中略)</p> <p>知的財産権等の対価の設定方法についても、一括払のほか、分割払、レベニューシェア方式(売上げ等に応じた支払)、ロイヤリティ方式(利用実績に応じた支払)など、複数の選択肢が考えられるところ、リスクとリターンのバランスを踏まえ、発注者及び受注者間で十分な協議を行うことにより、知的財産権等の価値や利用態様といった実態に即した対価設定が可能となると考えられる。</p>
	第4の6	<p>&lt; 意見 2 &gt;  ② 中小受託事業者から型等の廃棄や引取り等の希望を伝えられているにもかかわらず、協議に応じることなく、引き続き、中小受託事業者  に当該型等を無償で保管させること。  (理由) 中小受託事業者から型等の廃棄や引取り等の希望を伝えることが、即ち保管費支払いのトリガーと誤認されることを回避。また、委  託事業者側に協議に応じることを求めることも必要。</p> <p>&lt; 意見 3 &gt;  型の定義を、公正取引委員会のHPに掲載されている「よくある質問コーナー(取適法)」Q119に記載されている以下の定義と合わせて欲しい。  型等(金型、木型、治具、検具、製造設備等をいう。)  (理由) 公正取引委員会の見解と、振興基準で求められる対応範囲が異なると対応に困るため。</p> <p>&lt; 意見 4 &gt;  ④は③に統合してはどうか。  ④で③と異なる状態を想定しているのであれば、違いが判るような具体的事象等を提示して頂きたい。  (理由) ③の「具体的な発注時期を示せない」と、④の「改めて使用する予定がない」ことは、状態としては同様と思われる(両者の違いが見えない)ため。</p>	<p>当該記載は、公正取引委員会「よくある質問コーナー(取適法)」Q119に則っていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、取適法運用基準第4の7(4)に記載のとおり、部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等の保管費用を支払わず、中小受託事業者  に当該型等を保管させることは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、当該行為は、協議に応じたか否かにかかわらず問題となります。</p> <p>ご意見を踏まえ、第4の6(1)「委託事業者は、中小受託事業者  に型(金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。)等を保管させる場合、あらかじめ型等の保管費用の支払に係る覚書の締結に努めるものとする。」を、「委託事業者は、中小受託事業者  に型(金型、木型、治具、検具、製造設備等をいう。以下同じ。)等を保管させる場合、あらかじめ覚書を締結する等、型等の保管費用の支払に係る明示的な合意に努めるものとする。」と修正いたします。</p> <p>③の場合は、今後、型等を使用する予定や使用する可能性があるものの、委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を提示できない場合を示しているのに対し、④の場合は、そもそも型等の再使用が予定されていない場合を示しており、想定している状況に違いがございますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>